

◎建設業法違反の下記業者について、4ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：西武建設株式会社
業者の住所：埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
2. 指名停止措置期間：令和5年9月11日 ～ 令和6年1月10日
(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、西武建設株式会社が、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日に関東地方整備局長より45日間の営業停止処分を受けたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる西武建設株式会社が関東地方整備局長より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 坂本 起朗（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）